

豊中市指定障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要領

(目的)

第1条 この要領は、豊中市指定障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要綱（以下「要綱」という。）第7条に規定する検査に関して必要な事項等を定めることを目的とする。

(対象、実施方法及び結果通知等)

第2条 一般検査及び特別検査の対象、実施方法及び結果通知等については、次のとおりとする。

1 一般検査

(1) 対象

要綱第2条に掲げる指定障害福祉サービス事業者等を対象とし、業務管理体制の整備に関する届出（以下「届出」という。）のあった日から概ね6年以内に1回実施することとし、以降、概ね6年を超えない期間ごとに同様に実施するものとする。

(2) 実施方法

① 届出内容の確認

届出内容の確認に当たっては、「業務管理体制の整備に関する届出内容の確認について」により指定障害福祉サービス事業者等に通知し、書類等の提出を求め、書面検査等により業務管理体制の整備及び運用状況を確認する。

また、必要に応じて、指定障害福祉サービス事業者等又はその従業員に出頭を求め面接により届出事項の内容等について聴取する面接検査の方法、又は指定障害福祉サービス事業者等の事業所等へ立ち入り業務管理体制の整備状況を確認する立入検査の方法により実施する。この場合、事前に実施の根拠法令、実施日、実施時間、実施場所、検査担当者、確認検査の方法及び準備すべき書類等を「業務管理体制の整備に関する届出内容の確認検査の実施について」により通知するものとする。

② 改善指導

①の届出内容の確認の結果、改善が必要な事項が見受けられる場合は「業務管理体制の整備に関する届出内容の確認結果について」により通知し、期限を付して改善の状況等を「業務管理体制の整備に関する改善報告書」の提出により報告させるものとする。

③ 立入検査の実施

ア ②で業務管理体制の改善を求めたにもかかわらず、改善が見込まれない場合、立入検査を実施し、業務管理体制の整備状況を検証する。この場合、事前に実施の根拠法令、実施日、実施時間、実施場所、検査担当

者、立入検査の方法及び準備すべき書類等を「業務管理体制の整備に関する立入検査の実施について」により通知するものとする。

ただし、実効性のある実態把握の観点から必要と認められる場合には、あらかじめ通知しないことができるものとする。この場合は、立入時に速やかに告知するものとする。

イ 検査は原則として2名以上の職員で行う。

ウ 検査は実施場所において、当該指定障害福祉サービス事業者等から事前又は当日に提出を受け又は閲覧に供された書類等を審査するとともに、当該指定障害福祉サービス事業者等の役職員等から説明を求め、面談方式により実施する。

エ 検査において、当該指定障害福祉サービス事業者等の役職員等から説明を受けた事項について、必要があると認められるときは、「立入検査における確認調書」を作成するとともに、聴取した相手方から署名を得るものとする。

④ 立入検査の結果等

ア 検査終了後、検査担当者は「業務管理体制確認立入検査結果報告書」を作成し、豊中市長に報告するものとする。

イ 立入検査の結果、適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、第3条に定める行政上の措置等を行うものとする。

2 特別検査

(1) 対象

指定障害福祉サービス事業所等の指定取消処分相当事案が発生した場合に、当該指定障害福祉サービス事業者を対象に実施する。

(2) 実施方法

① 検査の実施に当たっては、業務管理体制の問題点やその要因及び当該事案への組織的関与の有無を検証する。この場合、事前に実施の根拠法令、実施日、実施時間、実施場所、検査担当者、検査の方法及び準備すべき書類等を「業務管理体制の整備に関する特別検査の実施について」により通知するものとする。

ただし、立入検査を実施するに当たっては、実効性のある実態把握の観点から必要と認められる場合には、あらかじめ通知しないことができるものとする。この場合は、立入時に速やかに告知するものとする。

② 検査は原則として2名以上の職員で行う。

③ 検査は実施場所において、当該指定障害福祉サービス事業者等から事前又は当日に提出を受け又は閲覧に供された書類等を審査するとともに、当該指定障害福祉サービス事業者等の役職員等から説明を求め、面談方式により実

施する。

- ④ 検査において、当該指定障害福祉サービス事業者等の役職員等から説明を受けた事項について、必要があると認められるときは、「特別検査質問応答書」を作成するとともに、聴取した相手方から署名を得るものとする。

(3) 検査の結果等

- ① 検査終了後、検査担当者は「業務管理体制特別検査結果報告書」を作成し、豊中市長に報告するものとする。
- ② 検査の結果は、「業務管理体制の整備に関する特別検査の結果について」により当該指定障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。
- ③ 第3条に定める措置には至らないで改善を要する事項については、期限を付して改善の状況等を「業務管理体制の整備に関する改善報告書」の提出により報告させるものとする。

(行政上の措置等)

第3条 検査の結果、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第51条の2第1項若しくは第51条の3第1項に規定する基準又は児童福祉法（昭和22年法律第164号。）第21条の5の2第1項若しくは第24条の3第1項に規定する基準（以下「厚生労働省令に定める基準」という。）に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、障害者総合支援法第51条の4若しくは第51条の33の規定又は児童福祉法第21条の5の27若しくは第24条の40の規定に基づき、行政上の措置等を行う。

(1) 勧告

- ① 厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、「業務管理体制の整備について（勧告）」により厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。
- ② ①の勧告を受けた指定障害福祉サービス事業者等は、豊中市長が定める期限内に、勧告に係る是正措置等について、「業務管理体制の整備に関する勧告事項改善報告書」により報告を行うものとする。
- ③ 勧告を受けた指定障害福祉サービス事業者等が、勧告したことに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(2) 命令

- ① 指定障害福祉サービス事業者等が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し、豊中市長が定める期間内に、その勧告に係る措置をとるべきことを、「業務管理体制の整備について（命令）」により命ずることができる。

- ② ①に係る命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。
- ③ 命令を受けた指定障害福祉サービス事業者等は、豊中市長が定める期限内に、命令に係る是正措置等について、「業務管理体制の整備に関する命令事項改善報告書」により報告を行うものとする。
- ④ ③に係る命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事又は関係市町村長に通知するものとする。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、業務管理体制の確認検査に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から実施する。